

後期高齢者医療制度のご案内

① 保険料額決定通知書の送付について
② ①「新しい被保険者証の送付について」

① 保険料額決定通知書を7月中旬頃に送付します

後期高齢者医療制度では、被保険者お一人おひとりに保険料をお支払いいただきます。

◆ 保険料の計算方法

$$\begin{aligned} & \text{①均等割額} \quad 4万8,297円 \\ & \quad \quad \quad + \\ & \text{②所得割額} \\ & \quad (\text{平成27年中(1月～12月)の総所得金額等}(\ast) \\ & \quad - \text{基礎控除額} 33万円) \times \text{所得割率} 10.17\% \\ & \quad \quad \quad \parallel \\ & \text{平成28年度保険料額} \text{①} + \text{②} \\ & \quad \quad \quad (\text{最高限度額} 57万円) \end{aligned}$$

※総所得金額等とは…収入額から控除額を引いた金額です。(ここでいう控除額は、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費の控除額、所得控除額(社会保険料控除額、扶養控除額等)は含まれません。)

◆ 保険料の納付方法

- ① 年金から納付(特別徴収)
 - 10月から開始となる人は3回分(7～9月)は口座振替か納付書での納付となります。
- ② 口座振替や納付書での納付(普通徴収)
 - 7月～翌年3月まで毎月納付いただきます。年金受給額が年額18万円未満の人、後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える人、今年度中に75歳になる人、保険料納付方法変更申出書を提出している人が対象です。

◆ 所得の低い人の軽減

平成27年中の所得に応じて平成28年度の保険料が軽減されます。

① 均等割額の軽減

下記の表【A】のとおり均等割額が軽減されます。

② 所得割額の軽減

所得割額算定にかかる所得が58万円(年金収入のみの場合)は211万円)以下の人は所得割額が5割軽減されます。

② 新しい被保険者証を7月下旬に送付します

① 被保険者証について

被保険者証の更新時期は毎年8月1日です。7月下旬頃に新しい被保険者証を送付しますので、8月1日から新しい被保険者証を医療機関等の窓口で提示してください。

保険料の納付状況によっては、有効期限が短い被保険者証(短期被保険者証)を送付することがあります。

一部負担金の割合は、同一世帯内の被保険者の平成27年中の所得により算出された平成28年度の住民税課税所得と平成27年中の収入額をもとに計算されています。

また、世帯状況の異動や所得の更正により、随時変更される場合があります。

※下記【表B】医療費の一部負担金の割合と自己負担限度額等を掲載

〓 市民課 ☎ 43・5212
〓 兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局(コールセンター) ☎ 078・2260・2021

② 限度額適用・標準負担額減額認定証について

世帯員全員が住民税非課税(下記【表A】の区分で、低所得Ⅰ・Ⅱに該当)の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、医療機関ごとに1か月間に支払う自己負担額が、外来・入院とも区分に応じた限度額までとなり、入院時の食事代についても減額されます。(柔道整復、鍼灸、あんまマッサージの施術などは除く。)

認定証の更新時期は毎年8月1日です。現在、減額認定証をお持ちで8月以降も引き続き対象となる人には、7月下旬頃に新しい減額認定証を被保険者証と一緒に送付する予定です。世帯員全員が住民税非課税の人で減額認定証の申請をされていない場合は、市役所1階市民課窓口に申請してください。

③ 納付相談について

保険料を滞納している人には、短期被保険者証が交付される場合があります。未納のある人は速やかに納付するか、市民課で納付相談を行ってください。

【表B】医療費の一部負担金の割合と自己負担限度額等(後期高齢者医療制度)

区分	一部負担金の割合	自己負担限度額(月額)		入院時の食事代の標準負担額(1食当たり)	該当条件	
		個人単位【外来】	世帯単位【入院含む】			
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% [44,400円] ※1	360円 ※2	同一世帯に住民税課税所得145万円以上の被保険者がいる世帯の人ただし、住民税課税所得145万円以上でも収入額(年金・給与等収入合計)が一定金額に満たない人(※4)は、市の担当窓口申請することにより「一般」の区分となります。 ◆対象となる可能性がある人には申請書を送付しています	
一般		12,000円	44,400円			
低所得者	Ⅱ Ⅰ	8,000円	24,600円 ※3	210円 [160円] ※3	世帯員全員が住民税非課税 ◆各所得が必要経費・控除(公的年金等控除額は80万円として計算)を差し引いた場合に0円となる人 ◆老齢福祉年金の受給者	
			15,000円	100円		

- ※1・【】内は過去12か月以内に世帯ですでに3回以上の高額療養費が支給されている場合、4回目からの額
- ※2・指定難病患者については260円に据え置かれます。
・平成28年3月31日において1年以上継続して精神病床に入院していた人で平成28年4月1日以降も引き続き医療機関に入院する人については、当分の間、1食につき260円です(平成28年4月1日以降、合併症等により同日内に他の病床に移動または他の保険医療機関に転院し、引き続き入院した場合を含む)。
- ※3・【】内は過去12か月の入院日数が90日を超える場合、91日目からの額(申請が必要)
- ※4・同一世帯に被保険者が一人の場合 ⇒ 被保険者の収入額は383万円
・同一世帯に被保険者が一人で70歳以上75歳未満の人がいる場合 ⇒ 被保険者と70歳以上75歳未満の人全員の収入合計額は520万円
・同一世帯に被保険者が2人以上いる場合 ⇒ 被保険者全員の収入合計額は520万円

【表A】同一世帯内(世帯主と世帯内の被保険者)の平成27年中の総所得金額等が一定額以下の人の軽減割合(軽減後の均等割額:年額)

総所得金額等(被保険者+世帯主)が次の基準以下の世帯	軽減割合(軽減後の均等割額:年額)
基礎控除額 33万円	9割(4,829円)
基礎控除額(33万円) + 26万5千円 × 被保険者数	8.5割(7,244円)(注1)
基礎控除額(33万円) + 26万5千円 × 被保険者数	5割(24,148円)
基礎控除額(33万円) + 48万円 × 被保険者数	2割(38,637円)

(注1)本来は7割軽減ですが、特例措置により8.5割軽減となります。



◆ 被扶養者だった人の軽減

制度に加入する前日に被保険者(全国健康保険協会(協会けんぽ)、健康保険組合、共済組合など)の被扶養者だった人は、所得割はかからず、均等割額が本来5割軽減ですが特例措置により9割軽減されます。なお、国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた人は対象になりません。

◆ 保険料の減免を受けられる場合

次の(1)～(4)の場合で保険料を納めることが困難な人は、申請により保険料の減免を受けられる場合があります。

- 災害で大きな損害を受けた
- 所得の著しい減少があった
- 他の被保険者や世帯主が死亡したことなどにより、世帯の所得が軽減判定基準以下となる
- 一定期間給付の制限を受けた

みなさんのお役に立ちます

○植木剪定
○大工・左官仕事
○農作業
○除草・草刈
○軽作業

○施設管理
○清掃
○毛筆筆耕
○生活支援(掃除・洗濯・食事支度)など

お気軽にお電話下さい どんな仕事でもご相談下さい

(公社)南あわじ市シルバー人材センター

〒656-0122 南あわじ市広田広田1064番地(旧緑庁舎1階)
TEL / 0799-45-0171(代) 0799-45-0012 FAX / 0799-45-1814

シルバー人材センターは旧緑庁舎へ移転しました

会員募集中

【広告】